

## 議事確認書

薬害肝炎全国原告団・弁護団と厚生労働省は、平成20年1月15日付け基本合意書4(4)に基づき、厚生労働大臣出席の下での定期協議を、令和4年7月26日14時00分から15時05分まで開催し、以下の点を確認した。

当日の協議において厚生労働大臣は、平成20年の基本合意やその後の検証委員会の報告書に沿って被害者の救済や恒久対策、再発防止に取り組んできたところであり、改めて、命の尊さを再認識し、医薬品による健康被害の再発防止に最善かつ最大の努力を行うことを誓うと表明した。

### 1 C型肝炎特別措置法の改正について

原告団・弁護団から、来年1月に請求期限を迎えるC肝特措法について、①請求期限の延長と②劇症肝炎による死亡事例への救済範囲拡大を行うよう要請があった。

これに対して、厚生労働大臣から、原告団・弁護団の皆様が、特措法の請求期限の延長や劇症肝炎により死亡した被害者の救済範囲拡大を強く求めていることは承知しているが、特措法で定める給付の枠組みや請求期限については、議員立法が立法府の意思である以上、それを尊重し議員立法により対応する必要があるとの回答がなされた。この回答を受けて、原告団・弁護団から、国民の命を守る厚労省の大臣としての立場で、劇症肝炎で亡くなられた被害者に対し、対応すべきとの要請がなされた。厚生労働大臣からは、十分に深く受け止め、過去の経緯を踏まえた上で、議員立法の実現が進んでいくように、しっかりと議員の仲間にも話を伝えて、しっかりと対応していく旨の回答がなされた。

### 2 肝炎検査・肝炎医療の均てん化について

原告団・弁護団から、肝炎検査・肝炎医療の均てん化に関して、厚生労働省は、複数の都道府県を訪問し、地域の実情を聞き取り、意見交換していることであるが、その意義や目的、在り方、具体的なやり取りについて、原告団に詳しく説明する場を設け、患者団体と意見交換すること及びこの都道府県との意見交換を有意義なものとした上で、今後も継続して行うことについての要請がなされた。

これに対して、厚生労働大臣から、昨年度より、都道府県や肝疾患診療連携拠点病院と新たに意見交換の場を設け、課題や好事例の把握に取り組んでおり、引き続き、各地域の取組状況を把握しながら、肝炎医療の均てん化に向けて取り組む旨の回答があった。

この回答を受けて、原告団・弁護団から、意見交換の意義や目的など、患者団体に対して説明と意見交換をする場をつくることについて厚生労働大臣へ確認がなされた。厚生労働大臣からは、各地域の課題や好事例等について意見交換をしたい旨の回答がなされた。

### 3 ウィルス性肝炎を含む感染症患者に対する偏見・差別について

原告団・弁護団から、肝炎患者の人権を尊重するためには、どのように振る舞うべき

かを考え、学ぶことが重要である。そのための環境を厚生労働省としてはどのように実施していくのか、厚生労働大臣の考えを明らかにするよう発言がなされた。

これに対して、厚生労働大臣から、差別や偏見を解消するためには、正しい知識の普及を前提に、肝炎患者等の人権を尊重するためには、どのように振る舞うべきかを考え、学ぶことが重要であるという点については、人権教育を所管する文部科学省ともよく相談し、連携した上で、厚生労働省としても、地方公共団体、学校・教育関係者、患者団体の様々な関係者と連携し、肝炎に係る正しい知識の普及啓発の場をつくって推進していく必要があると考えている旨の発言がなされた。

この回答を受けて、原告団・弁護団から、どのようなスケジュールでどのような形で連携していくのかとの発言がなされた。厚生労働大臣からは、できる限り早く、関係者と相談しながら、知恵を出して進めていきたい旨の回答がなされた。

最後に、原告団・弁護団から、偏見・差別に関して、肝炎対策推進協議会等で、具体的な協議をしていただきたいとの要望がなされ、厚生労働大臣からは、引き続き、肝炎対策推進協議会を含む様々な場で意見交換しながら取り組む旨の回答がなされた。

#### 4 薬害研究資料館について

原告団・弁護団から、大臣の薬害に関する資料の収集と薬害資料館に対する考え方や、全体像の把握や権利の帰属などに関わるルールづくりの進捗状況について確認するとともに、定期的に薬害資料館に関する協議の場を持つことについての要請があった。

これに対して、厚生労働大臣から、資料の分類方法の検討や学術的な整理については研究班にお願いしつつ、それ以外の設置場所や予算の確保、運営主体などについての意見の交換の場の持ち方について、関係者の皆様とよく相談して進めていきたい旨の回答がなされた。

加えて、原告団・弁護団から、平成 29 年大臣協議のときの大臣の御回答と後藤大臣のお考えが今も同じものであるかどうかの確認と薬害研究資料館設置に向けた省内の検討組織の設置についての要請がなされた。これに対し、厚生労働大臣から、整理すべき論点等について検討を速やかに進めるよう、事務方にもよく話をして進めていきたい、また、検討体制としては、新しい組織をつくるというよりも、医薬・生活衛生局本体が取り組むということが一番責任のある体制である旨の回答がなされた。

そして、原告団・弁護団から、定期的に、厚生労働省と原告団・弁護団の間で、意見交換の場を設け、課題の検討状況を教えていただくとともに、その課題の検討状況について、原告団・弁護団の意見を聞くことについての要請がなされた。厚生労働大臣から、意思の疎通をよくし、一つずつ、丁寧にきちんと、前進できるように、問題点、課題を整理して進めていくとの回答がなされた。

令和4年 11月24日

厚生労働省健康局長

佐原 康之



厚生労働省医薬・生活衛生局長

八神 敏雄



薬害肝炎全国原告団 代表 浅倉 美津子



薬害肝炎全国弁護団 代表

鈴木 利廣

